

## (案)

## 令和2年度のリスクコミュニケーションの進め方

リスクコミュニケーション（以下「リスコミ」という。）は、単に国が決めたリスク低減措置について一方的に説明を行い、その内容に理解を求めるものではなく、リスク評価の開始からリスク低減措置の導入に至る各段階において、利害関係者の双方向の情報交換や対話を通じて、相互理解を促進し、適正なリスク低減措置をとりまとめ、措置の円滑な導入を図ることを目的としている。

このことから、令和2年度においても、引き続き、双方向の意見交換の促進を基本にリスコミを実施することとし、各段階において行政手続法に基づく意見募集（以下「パブリックコメント」という。）を実施するとともに、意見交換会を開催することとする。

## 1 パブリックコメント

## (1) 実施時期

国におけるリスク評価において、対象物質の追加選定、リスク評価を踏まえた健康障害防止措置の導入等が予定されていることから、各段階において行政手続法に基づく意見募集（以下「パブリックコメント」という。）を実施する。

## (2) 実施方法

パブリックコメントの実施にあたっては、専門家による検討会等における検討結果等の情報提供を併せて行う。また、パブリックコメントの実施について、関係事業者団体等への周知を行い、化学物質に関わる者（製造・取扱いのみならず、流通や消費も含む。）からの意見の提出の機会が確保されるよう配慮するとともに、ここで示された疑問、意見等に丁寧に対応する。

## 2 意見交換会

## (1) 開催時期

リスク評価結果を踏まえた健康障害防止措置の検討及びその制度化に当たって、関係者の意見を幅広く反映させる観点から、次のテーマに沿って、年間3回リスコミを開催することとする。

- ① リスク評価
- ② 健康障害防止措置の検討結果
- ③ 職場における化学物質等の管理のあり方

## (2) 令和元年度開催状況

令和元年度の3回の会合は一般募集型のリスコミとして、第1回と第2回・第3回で次のとおりテーマを分けて実施した。

- ✓ 第1回……2019年度リスク評価の実施状況、がん原性指針対象物質の追加、変異原性試験の基準の一部改定等
- ✓ 第2回・第3回……職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会、我が国における化学物質管理の現状と課題

各回では、上記のテーマに関する講演者の説明の後、当日参加者から募集した質問・意見に応える形でパネルディスカッションを行い、意見交換を実施した。特に第2回・第3回では、化学物質を取り扱っている事業場の担当者からもプレゼンテーションを実施していただき、その後のパネルディスカッションにも参加いただいた。

平成30年度は、出席者からリスコミの進め方に関して、

- ①テーマ毎の時間が短く、詰め込みすぎ。テーマ三つは多すぎたのではないか。テーマを少なくして内容をもっと深くして欲しい。
- ②質問者の準備時間（質問用紙への記載時間）を長めにとって欲しい。
- ③意見交換会が参加者の意見を聞くために開催するものなのであれば、厚労省が何について意見を求めたいのかを事前に示してもよいのではないか。
- ④資料は事前にWebサイトに掲載しておき、予習できるようにして欲しい。

等の意見があったことを踏まえ、昨年度は、テーマを2つ以内に絞り、開催案内で趣旨を明確にし、HPにおいて、事前に講演資料を閲覧できるようにするとともに、質問様式を掲示し、事前に記入できるようにするなどの改善を行ったところであり、参加者のアンケートによれば、時間配分も適当である、わかりやすいとの回答が多く、7～8割の方が講演テーマに関する理解度が上がったとの回答であった。

しかしながら、第2回及び第3回では4名の方に基調講演を行っていただいたことから、講演時間が短いという意見（第2回では3割の方が時間が短いと回答）もあり、講演者からも時間設定がタイトで、説明が駆け足となったといった意見もあったところ。

### (3) 令和2年度開催要領（効率的・効果的な開催方策）

以上のご意見を踏まえ、令和2年度においては、以下の点に留意し、効率的かつ効果的な開催に努めることとする。

#### ア 参加者の募集

- ✓ 地方開催については、特に参加者への周知が必要であり、化学物質に関わる者に幅広い情報提供を行うことに留意。

#### イ 開催地及びテーマの設定

- ✓ テーマ毎に参加者の利便性を考慮した開催地を選定することが重要。
- ✓ 令和2年度においても、地方の事業者の参加が容易なよう、東京の他、主要地方都市での開催を検討。

- ✓ 関係事業者の参集しやすい場所、機会に開催することを考慮。

#### ウ 会合の持ち方

- ✓ 開催時間については、多くの参加者の負担も考慮し、現在実施している全体3時間（うち意見交換1.5時間）の範囲は維持することとする。
- ✓ ただし、各回で取り上げるテーマは上記(1)①～③の中から最大2つに絞り込むこととし、取り上げないテーマが出る部分については、資料の事前掲載、他の回でのやり取り等を共有する等の対応を検討する。  
また、基調講演については、必要な講演時間が確保できるよう、講演者数や全体の講演時間を検討する。
- ✓ 意見交換の方式は、参加者から当日募集した質問・意見に応える形で、パネルディスカッションを行う現行方式を維持する。また、昨年度は、出席者からの意見・質問の出しやすさをより高めるため、質問・意見提出用シートは予めWebサイトに掲載しておく等事前配付する形を採っていたところ、この方式は令和2年度も継続する。
- ✓ 意見交換の時間については、質疑（質問者と回答者のやり取り）だけに終わらないよう、随時、他の参加者からの発言を懇請する。
- ✓ 参集者については、100名程度の会合とする。
- ✓ 新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、必要に応じて会合の持ち方を見直す。

#### (4) その他

リスコミの普及促進の観点から、国は事業者、業界団体にリスコミの開催を呼びかけるとともに、事業者等の主催するリスコミへの講師派遣、資料提供等を行うなどして、連携の強化を図ることとする。

また、国はリスコミにかかるPDCA（Plan・Do・Check・Act）サイクルを成立させるため、リスコミの事業評価を行う必要がある。評価手法の一つとして、リスコミ会合参加者へのアンケートを行っているが、当年度においても、アンケートやパネラーへのインタビュー等の結果を踏まえ、ニーズにマッチした効率的・効果的な開催を行うこととする。

### 3 パンフレット

リスク評価対象物質の周知やリスク評価を踏まえた健康障害防止措置の導入に当たっては、その趣旨をパンフレット等に記載し、相互理解を促進するとともに、意見交換会で特に質問、意見が多かった議題、案件については、制度改革を説明するパンフレットにQ&Aを掲載し、改定等の際に更新する等、情報提供の方法を工夫することが必要である。

#### 4 ホームページ

厚生労働省のホームページにおいて、リスク評価に係る最新の情報を、事業者、労働者にわかりやすく、見やすい形で一層充実させ、提供することが必要である。リスコミの際のQ&A等も適宜掲載していくことを検討する。